

令和2年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和2年4月1日付2独農年企第2号)

I 加入推進の目標設定と加入推進状況

1 第4期中期目標・中期計画の目標

第4期中期目標(平成30年度～令和4年度)においては、農林水産大臣より、農業者年金が政策年金であることを踏まえ、若い農業者の加入の拡大に向け、中期目標期間終了時まで、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合を25%に拡大するとともに、中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大するとの目標が示されたところであり、独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、第4期中期計画において、当該目標の達成を目指して新規加入に取り組む旨定めたところである。

2 新規加入者数の目標設定

第4期中期目標・中期計画の目標及び農業者の老後生活の安定を図るという制度の目的を踏まえ、基金は、業務受託機関との協議の上、中期目標期間のうち平成30年度から令和2年度までの3カ年について、20歳以上39歳以下の毎年の新規加入者数2,800人及び女性農業者の毎年の新規加入者数1,300人を含め、毎年の新規加入者数を3,800人とする目標を設定し、農業委員会組織、JAグループとともに、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」に取り組んでいるところである。

3 加入推進状況と主要課題

(1) 基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合

20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の21.2%から令和2年2月末の21.3%(推計値)へ、また、60歳未満の女性の基幹的農業従事者数に対する同年齢層の被保険者数の割合は、平成30年度の10.5%から令和2年2月末の12.0%(推計値)へ、それぞれ増加しているが、第4期中期目標で示された目標(前者は25%、後者は17%)に比べると、依然として低い水準にある。

(2) 政策支援の加入状況

平成30年度における保険料の国庫補助を受ける政策支援加入者のうち、区分1(認定農業者で青色申告者)に該当する者は4,942人となっている。平成30年度における39歳以下の認定農業者数(13,029経営体)に青色申告者の想定割合31.6%(平成27年の販売農家133万戸のうち青色申告を行うものは42万戸)を乗じた4,117経営体と比べると、区分1のカバレッジは相当の水準を確保できていると考えられる。

一方、区分2（認定新規就農者で青色申告者）に該当する者は435人であるが、平成30年度における45歳未満で非法人の認定新規就農者（8,484経営体）に青色申告者の想定割合（31.6%）を乗じた2,680経営体と比べると、相当の格差があり、区分2の対象者への新規加入に向けた一層の働きかけを行うことが必要となっている。

（3）農業者への制度の普及・浸透状況

平成30年度の新規加入者に対するアンケート調査結果では、農業者年金に加入する前に農業者年金を「ほとんど知らなかった」又は「全く知らなかった」との回答者は55%を占めており、世代別には若くなるほど、その割合が増大していく傾向にある。加入推進活動の第一歩は、農業者年金（制度）を理解してもらうことにあり、農業者に対する制度の普及・浸透をこれまで以上に図っていくことが重要な課題となっている。

また、農業者年金に興味・関心を持ったきっかけについては、「家族から話を聞いて」（28%）が最も多く、次いで「農業委員会やJA・町の広報誌」（27%）、「農業委員会やJAの関係者の戸別訪問」（23%）の順となっている。

農業者年金（制度）の普及に際しては、加入対象者のみならず、親や配偶者の理解が重要であることに加え、各種の広報媒体の活用とともに、戸別訪問による加入推進が有効であることが窺える。

（4）加入推進を行う者による農業者年金制度の理解

各県の加入推進者のヒアリング等によると、「自分達の農業者年金制度の理解が十分でないことから、加入推進に向けた農業者への説明が難しい」等の意見が示されている。

加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を十分に理解し、自信を持って地域の農業者に説明できることが必要不可欠である。このため、加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA関係者、農業委員のOB、JA役員等、JA役員等のOB、農業者年金受給者等組織（以下、「年金協議会」という。）役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等の加入推進を担当する関係者は、研修会等の場を活用しつつ、農業者年金制度への理解を深めるとともに、分かりやすい制度の説明の仕方を習得することが重要な課題となっている。

（5）新規加入実績の都道府県格差、市町村・JA格差

新規加入者の実績については、毎年、市町村やJAの間で大きな格差が生じている。基金の分析（※）では、新規加入者の実績が多い市町村・JAにおいては、加入推進部長の積極的な指導活動の下、加入推進活動計画に基づき加入推進名簿を整備・更新し、加入推進対策会議等で定期的に活動計画の進捗状況等を関係者で共有・確認し、戸別訪問や説明会等を積極的に行っている。また、農業委員会とJAの連携がよくとれているところは、加入実績も多いという傾向がある。

一方、新規加入者の実績が少ない市町村・JA においては、加入推進活動計画の策定や加入推進名簿の整備・更新、加入推進対策会議による計画の管理・検証といった加入推進に向けた基本的な活動ができていないことが多い。

このような中、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会（以下、「都道府県段階の業務受託機関」という。）の一部では、市町村農業委員会及び農業協同組合（以下、「市町村段階の業務受託機関」という。）の取組の点検・助言、巡回指導とその後の具体的なフォローアップ等を丁寧に行い、市町村格差是正や県全体の実績の向上に結びつけている。

このように、都道府県段階の業務受託機関による市町村段階の業務受託機関への助言・指導と活動のフォローアップを行うことは、加入推進活動を計画的に進めていく上で極めて重要であり、この取組を一層強化していく必要がある。※平成25年度～30年度の業務指導等事業の実績報告書及び業務委託手数料実績報告書等を基に分析した結果

II 加入推進の基本方針と重点的对象

1 加入推進の基本方針

(1) 目標

I の「加入推進の目標設定と加入推進状況」を踏まえ、「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」において、20歳以上39歳以下の年間新規加入者数2,800人及び女性農業者の年間新規加入者数1,300人とされた目標の達成を目指し、関係者が一丸となって取り組むことにより、第4期中期目標・中期計画の目標の達成を図ることとする。

(2) 加入推進上の主要課題への基本的な対応方針

I の3の「加入推進状況と主要課題」を踏まえ、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関は、関係機関・団体と基金との間の緊密な連携を図りつつ、以下の対応に計画的に取り組むこととする。

その際、加入推進に取り組む者は、農業者年金の6つのメリット(注)を中核とする制度の意義と農業者への農業者年金の必要性についての理解の深化に努めることとする。

また、加入資格がありながら、或いは、政策支援を受けられる可能性がありながら、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者の解消に向けて、基金等の関係機関・団体が一丸となり取り組むこととする。

- ① 研修会の活用・充実等を通じた加入推進関係者の制度の理解と学習
- ② 加入推進部長の設置と活動展開、加入推進体制の整備
- ③ 加入推進名簿の整備計画、加入推進対策会議の実施計画等の「加入推進活動計画」の策定とその着実な実施
- ④ 加入推進名簿に基づく戸別訪問を中心とした加入対象者への働きかけ
- ⑤ 様々な広報媒体を活用した効果的なPR活動の展開
- ⑥ 農業委員会とJAとの連携の強化、JAの営農指導、TAG・LA等との連携
- ⑦ 加入推進への協力組織・協力者の拡大、年金協議会・青年組織・女性組織等との連携

- ⑧ 市町村の関係部局、普及指導センターや農業大学校等の都道府県段階の農業関係機関、農政局等の国の農業関係機関、税理士、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、マスコミ（県の記者クラブ）等との連携
- (注) 1) 農業者であれば広く加入できること、2) 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと、3) 保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められること、4) 終身年金で80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること、5) 税制上の優遇措置が大きいこと、6) 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

2 加入推進の重点的対象

1の「加入推進の基本方針」を踏まえ、市町村段階の業務受託機関、都道府県段階の業務受託機関、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下、「全国段階の業務受託機関」という。）、基金等関係機関は、以下の加入推進の重点的対象者への働きかけを強化する。

(1) 若い農業者への幅広い働きかけと新規就農対策の対象となる新規就農者への働きかけ

今後の農業を支える若い農業者の確保に資するよう、簿記講習会や行政実施の新規就農講座等を活用したPRやJA青年組織、4Hクラブ、普及指導員、農業大学校等の若い農業者が集まる機会を活用し、制度内容の説明を通じ、加入に向けた働きかけを行う。

また、新規就農者等の行政担当部署との連携により、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の給付を受ける新規就農者を把握し、制度内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、加入に向けた働きかけを行う。

(2) 女性農業者が自ら加入し老後に備えるための幅広い働きかけ

農業経営の重要な担い手であるとともに、平均余命の長い女性農業者の老後生活の安定を図る観点から、女性農業者が集う会（JA女性組織、フレッシュミズ、生活改善の会合など）等を活用し、女性農業者に対する加入に向けた幅広い働きかけを行う。

また、女性農業者の加入については、配偶者の理解を得ることが重要であることに加え、女性農業委員からの働きかけの効果が大きいことを踏まえ、女性農業委員を加入推進の担い手として位置づけ、加入推進活動を展開する。

(3) 保険料負担の軽減を図りつつ老後生活の安定を図るための政策支援加入対象者への一層の働きかけ

ア 認定農業者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

認定農業者の会合、簿記講習会等を活用し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、認定農業者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

また、政策支援要件を満たしていなくても、認定農業者・青色申告者等の支援対象となる可能性のある農業者については、認定農業者制度の行政担当

部署との連携を図りつつ、政策支援制度の説明を行い、政策支援要件を満たすよう働きかけを行う。

イ 認定新規就農者で青色申告者である農業者への政策支援加入の働きかけ

新規就農者等の行政担当部署との連携により、市町村から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者を把握し、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明するとともに、経営状況を見極めつつ、新規就農者で青色申告者である農業者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

ウ 家族経営協定を締結した配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

家族経営協定や認定農業者制度・新規就農対策の行政担当部署との連携を図りつつ、市町村段階等で開催される研修会や加入推進特別研修会における家族経営協定についての講師による講演の機会、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会を活用し、家族経営協定を締結した政策支援対象者の配偶者・後継者に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

エ 「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者及びその配偶者・後継者への政策支援加入の働きかけ

「人・農地プラン」の実質化が進められる中、行政担当部署との連携を図りつつ、「人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置付けられた者を把握し、家族経営協定を締結した配偶者・後継者を含む対象者について、保険料補助と経営継承を中心とする政策支援制度の内容を説明しつつ、地域の中心となる経営体に対する政策支援加入に向けた働きかけを行う。

(4) 税制メリットを活用できる中高年齢層への働きかけ

広く農業者が集まる機会や接触を行う組織、青色申告学習会や簿記講習会等を活用し、保険料の全額社会保険料控除（同一生計の家族分を含む）等の農業者年金の税制上の優遇措置を具体的に説明しつつ、中高年齢層に対する加入推進に向けた働きかけを行う。

Ⅲ 各段階における取組

1 市町村段階の業務受託機関の取組

(1) 加入推進を行う者の学習

加入推進部長をはじめ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA 関係者、農業委員の OB、JA 役員等、JA 役員等の OB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学の OB、その他行政機関の OB 等から成る加入推進の担当者は、農業者年金制度の内容を学習するとともに、自信を持って地域の農業者に説明ができるよう、加入推進特別研修会等の

場を通じて理解度の向上に取り組む。

学習の場となる研修会は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し、なるべく早くかつ効果的な時期に開催することとし、農業委員の改選時は改選後できるだけ早い時期に開催する。その際、農業委員会総会等の場を活用する等の市町村独自の対応の機会、都道府県域で開催する加入推進研修や加入推進特別研修会の場を積極的に活用することとし、各研修会における説明者は、加入推進のDVDのほかパンフレット等の各種広報媒体を活用しつつ、分かりやすい説明となるよう心がける。

(2) 加入推進部長の設置と活動

① 加入推進部長の設置

加入推進部長は、地域における加入推進のリーダーとして、重要な位置づけを有している。このため、農業委員（既加入者を優先）、農業委員のOB、農地利用最適化推進委員、JA役員等、JA役員等のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB、その他行政機関のOB等の中から農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つと判断される適切な者を行政部局等の有する情報も参考にしながら選定し、加入推進部長の役割を説明した上で、加入推進部長として推薦する。その際、単に農業委員会・JAの役員であることのみをもって加入推進部長に推薦することのないようにする。

手続としては、都道府県段階の業務受託機関からの依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を年度当初に作成・提出する。また、活動終了時には「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式2号）を作成・提出する。

② 加入推進部長の役割と活動

地域における加入推進のリーダーとして推薦された加入推進部長は、「加入推進活動計画」の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たし、⑦加入推進班のメンバーである地域の農業委員、農地利用最適化推進委員等との情報交換と働きかけ・サポート、①認定農業者や新規就農者、女性農業者等の参加する各種会合での制度説明や個別の働きかけ、②戸別訪問への同行等の活動を積極的に展開する。

(3) 加入推進活動計画の策定

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表ワークシート」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第7号）により、以下の内容を盛り込んだ加入推進活動計画を策定し、着実に実施できるよう実施状況の管理を行うとともに、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、「加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表」（農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式第2号。以下「管理表」という。）を提出する。

① 今年度の加入目標人数（うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数）の

設定

- ② 加入対象として働きかけを行う目標人数(うち20歳以上39歳以下と女性の目標人数)の設定
- ③ 加入推進体制の整備計画
- ④ 加入推進名簿の整備計画
- ⑤ 加入推進強化月間の設定計画
- ⑥ 戸別訪問の実施計画
- ⑦ 加入推進対策会議及び研修会の実施計画
- ⑧ 加入対象者に対する説明会等の実施計画
- ⑨ 広報普及活動の実施計画
- ⑩ その他の活動計画

(4) 加入推進体制の整備

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、これらの者のOB、JA 役職員、年金協議会の役員、都道府県の普及指導センターや農業大学のOB等、制度の普及と加入推進に広く協力を得られる者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。

また、地区別の加入推進班を編成できない場合は、加入推進部長、地区担当農業委員、年金協議会、農業委員会事務局等、加入推進活動の中心的役割を果たす者を明確にした上で、地域の実情を踏まえつつ、機動的かつ効果的な体制を整備する。

さらに、JA の営農担当部署が農業者年金を担当しない場合における他の部署との連携の構築、女性農業者の加入推進に向けた女性農業委員の登用、認定農業者組織役員の登用等、農業委員会とJAの実情に応じた組織体制の見直しを図る。

(5) 加入推進名簿(様式例3)の整備・更新

農業委員会が整備する加入推進名簿には、各市町村の個人情報保護条例を踏まえ、市町村の関係部署や農業関係機関等との連携を図りつつ、農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとして、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者(農業次世代人材投資資金受給者)リスト、「人・農地プラン」の中心経営体リスト、家族経営協定の締結リスト、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報、JA 生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップする。また、JA が整備する加入推進名簿には、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップする。農業委員会事務局とJA 担当者は、それぞれリストアップされた名簿情報を交換し、加入推進名簿の一体的な整備に努める。

その際、Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的対象となる農業者の属性(20歳以上39歳以下の若い農業者、女性農業者、認定農業者で青色申告者、認定新規就農者で青色申告者、「人・農地プラン」の中心経営体等)を把握・明記するとともに、戸別訪問等の加入推進上の必要性に応じ、加入対象者が属

する世帯情報の追加・更新を行う。なお、世帯情報の追加・更新は、令和2年度の加入推進強化月間に実施する戸別訪問に活用できるよう行う。

また、特に若い農業者や女性農業者の加入については、本人は知らなくても親や配偶者が加入推進者と知見がある場合が多いことを踏まえ、その親や配偶者の情報も一緒に掲載する。

なお、加入推進名簿の更新・整備の際には、これまでの訪問や働きかけの状況等を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に記入することにより、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にしつつ、今後の加入推進活動に役立てることとする。

(6) 戸別訪問先の選定

Ⅱの2の(1)～(4)の加入推進の重点的対象、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、加入推進名簿から今年度の戸別訪問対象者を選定したリストを作成する。その際、特に、20歳以上39歳以下の加入対象者及び農業次世代人材投資資金の給付を受けている新規就農者であって、戸別訪問を行っていない者は、必ず戸別訪問対象者に含める。

(7) 加入推進対策会議の実施

加入推進活動計画を踏まえ、農業委員会とJA等の関係者が集まり、年間を通じた活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進活動の打合せを行う加入推進対策会議を開催する。

加入推進対策会議においては、四半期毎を目途として、加入推進活動計画の管理・進捗状況等の検証を行い、農業委員会総会やJA役員会等での報告を行うとともに、一度も戸別訪問を行っていない者の把握とその対応を含めて協議する。

なお、加入推進強化月間については、11月15日の保険料前納納付申出期限を踏まえ、社会保険料控除を十分に活用したい農業者に農業者年金のメリットを伝えるべく、10月から11月の期間を含む設定を推奨する。また、加入推進活動については、加入推進強化月間だけの活動とならないように注意する。

(8) 加入推進活動の展開

① 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や農業次世代人材投資資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、税務相談会、年金相談会、普及指導の会合、農業大学の会合、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用しつつ、制度の説明やPR活動を通じた加入に向けた働きかけを行う。

また、JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。

なお、これらの会合等に参加推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

②広報PR活動の展開

リーフレットの配布、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載、JA窓口等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

③戸別訪問の実施

加入推進活動の中で最も重要かつ加入効果が大い取組であり、戸別訪問先として選定した者の家族構成や経営状況を念頭に置きつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員、JA役員、JA支店長或いは農業者年金協議会役員等、戸別訪問先となじみの深い関係者を同行させる等、円滑かつ効果的な加入推進に努める。

また、訪問先に対する専門的知見によるアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める。

さらに、若い農業者が加入対象者である場合は、親の同席を求め、女性農業者が加入対象者である場合は、配偶者の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努める。

説明に際しては、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(農業者年金基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場を踏まえ、戸別の事情に配慮した加入推進活動を展開する。

(9) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を「農業者年金加入推進記録簿」(様式例4)に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者が加入の意志がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、戸別訪問時の状況については、「農業者年金加入推進記録簿」の記載内容を基に「加入推進名簿」(様式例3)の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に役立てる。

(10) 農業委員会とJAとの連携等

加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で展開することとする。

また、JAにおいては、例えば、営農部署は、農家への営農指導の中で農業者年金制度を紹介し、金融部署は、金融窓口での加入案内・パンフレットの配布・保険料収納手続き等を行うなど、営農部署と金融部署との役割分担と連携体制が図られている事例等(注)を踏まえ、金融部署との連携強化を念頭に置きつつ、効果的な推進体制を構築するよう努める。

(注)令和元年6月3日付けで農林中央金庫は、都道府県信用農業協同組合連合会等を通じ、管内JAの信用事業部署に対して、加入資格を有する農業者が店舗に来店した場合、積極的に農業者年金への勧誘活動を行う旨の依頼文書を発出している。

2 都道府県段階の業務受託機関の取組

都道府県段階の業務受託機関は、農業者年金業務指導等事業実施要綱(平成23年4月1日付22独農年企第92号)に基づき、加入推進目標の達成に向けた取組を含む農業者年金事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、市町村段階の業務受託機関に対する指導・支援等を含む以下の取組を行う。

(1) 加入推進活動計画の策定

都道府県段階の両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の被保険者割合等のデータを参考にしつつ、それぞれが以下の内容を盛り込んだ「加入推進活動計画(様式例5)」を策定し、目標の共有を図るとともに、当該計画を確実に実施する。

また、当該計画を6月末を目途に基金に提出する。

① 都道府県別及び市町村・JA別の新規加入目標の周知

「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」において示された都道府県別及び市町村・JA別の年間新規加入者の目標数を周知するとともに、令和元年度における市町村・JA別の加入目標の達成状況を記す。

② 加入推進強化月間の設定

加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期(前期・後期)に分けて、加入推進強化月間を設定する。

③ 市町村段階の業務受託機関に対する本取組方針等の趣旨の徹底を図るための「担当者会議」の開催計画

④ 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする制度の周知を図るための「研修会」の開催計画

⑤ 各種の広報媒体等を活用した制度の周知に向けたPR活動計画

⑥ 加入推進活動において優秀な成績を収めた団体・個人に対する表彰計画 (都道府県独自の表彰を行っている場合のみ)

⑦加入推進の重点活動市町村・JAの設定

基金から示された加入推進の「ターゲットランキング」を踏まえ、ターゲット(加入対象者)が多い市町村・JAを重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的な加入推進活動に取り組む。

⑧市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画の点検・フォローアップ

当該活動計画の中で最も重要な計画事項であり、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を遅くとも6月末を目途に把握するとともに、その計画の進捗状況を定期的に点検しつつ、フォローアップの一環として、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が市町村段階の業務受託機関に出向いて加入推進者等に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

(2) 加入推進活動の展開

①加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会の開催時期は、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期等を考慮し早めの時期(9月までを目処)に調整し、5月末まで(7月以前に開催を希望する場合は、4月15日まで)に基金に開催希望日を報告する。

参集範囲、研修内容等については、農業者年金業務指導等事業実施要綱に基づき、前年度の研修会参加者に対するアンケート結果を踏まえつつ、年度当初に外部講師(地元の外部講師の活用も含めて)や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進める。

また、研修項目については、基金と各開催地の都道府県段階の業務受託機関との間で協議し、以下の項目を参考として、地域の事情を踏まえ、効果的な研修となるよう内容を工夫する。

- ・ 基金の役職員等による農業者年金制度の説明(必ずしも基金からの制度説明とせず、制度説明は制度説明DVDの活用又は都道府県段階の業務受託機関が行い、基金が加入推進の必要性について説明するなどの対応も検討する。)
- ・ 都道府県段階の業務受託機関が行う当該年度の加入推進活動計画の発表
- ・ 開催都道府県内又は他県の加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介(例えば、加入推進名簿の更新方法も含めた効果的な加入推進事例の紹介やタブロイド判・加入推進事例集等も積極的に資料として活用)
- ・ 外部専門家(社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等)による農業者年金のメリット等の説明
- ・ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施(例えば、意欲的な取り組みを行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取り組み意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等)
- ・ 制度説明用DVDや加入推進用DVDの上映

- ・ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明など

また、必要に応じて、都道府県域独自での加入推進研修を企画・実施する。

これらの研修会については、女性農業者の加入を進める観点から、女性農業委員の積極的な出席を求めるとともに、開催市町村の農政担当部局、都道府県の普及指導センター、農業大学校、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ）、農政局所在地においては農政局担当部局、TAC・LA等 JA 関係者、各都道府県内の農業経営アドバイザー、税理士、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士など PR 効果の期待できる者にも幅広く案内し、参加を求める。

なお、研修会の開催は、現場の要望に応じて近隣の府県との合同開催等も可能とする。

②制度説明会等を通じた対象者への働きかけ

都道府県段階の業務受託機関は、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触を行う組織、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用し、政策支援の仕組み等の制度の内容の説明を行うとともに、チラシやパンフレットの配布等を通じて農業者年金に関する理解の増進を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

また、JA 青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行うとともに、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域の JA 青年組織役員については、JA と連携し、制度の説明と加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。

一方、基金においては、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているが、都道府県段階の業務受託機関においても、JA 青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。

なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JA グループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告の新規開始を含め青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

③各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

加入者・受給者の声の紹介、青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も念頭に置きつつ、効果

的な広報PRとなるよう工夫する。

また、掲載記事やラジオCM等を実施する場合は、実施時期を前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会で紹介する等の活用を図る。

④都道府県段階の関係機関等に対する周知活動及び協力要請

都道府県段階の業務受託機関は、必要に応じて、農業者大学校、普及指導センター等の都道府県段階の関係機関等に出向き、制度の説明を行うとともに、制度の普及に向けた協力要請を行う。

(3)市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、2の(1)で記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した加入推進活動計画を把握するとともに、重点活動対象地区とそれ以外の地区における計画の進捗状況を原則として年度の上半期(6月末日まで)と下半期(11月末日まで)に「管理表」により把握・点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

(4)ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

3 全国段階の業務受託機関

全国段階の業務受託機関は、以下の取組をそれぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国(域)で実施することが効果的な広報を企画・実施する。また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

(1)全国農業会議所における加入推進の取組

- ①加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ②制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

(2) 全国農業協同組合中央会における加入推進の取組

- ① 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会への出席
- ② 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供
- ③ 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

4 基金

(1) 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- ② 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
- ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

(2) 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及や加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

(3) 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

(4) 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

(5) 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱し、広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

(6) 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべ

き対策等について検討し対応する。

(7) 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

(8) 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の被保険者割合等のデータを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

(9) 委託費による事業の効果的な実施

基金は、都道府県段階の業務受託機関向け委託費等の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じ見直すとともに、引き続き活動実績や加入実績等を反映した当初配分を行う。

また、年度途中の取組強化に伴う計画変更に対する追加配分については、活動実績や加入実績を勘案するとともに、予算の範囲内において、IVの特別重点都道府県及び重点都道府県に優先して配分を行う。

IV 格差の縮小に向けた重点及び特別重点都道府県指定と特別活動等の実施

1 重点都道府県指定等

(1) 重点都道府県の指定

基金は、新規加入者の目標達成率（実績）の都道府県間格差（市町村・JA間格差）の縮小に向け、前年度において20歳以上39歳以下の新規加入者目標、女性農業者の新規加入者目標及び全体の新規加入者目標の全てが未達成となった都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県（以下「達成率下位の都道府県」という。）及び達成率下位の都道府県を除く都道府県の中で未達成者の多い都道府県の中から、各都道府県の新規加入者目標数等を勘案し、重点都道府県を指定する。

また、基金は、重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点都道府県における加入推進の取組状況等について定期的に報告を求める。

(2) 巡回意見交換会の開催

重点都道府県の業務受託機関は、基金と調整の上、加入対象者が多い地域等において巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

その際、基金は、重点都道府県の業務受託機関からの要請に応じ、重点市町村・JAの農業委員会会長、加入推進部長、JA役員を始めとする加入推進に係る関係者及び事務局等との巡回意見交換会に役職員を派遣する。なお、基金の役職員の派遣に当たっては、未達成者数の多い都道府県を優先する。

2 特別重点都道府県指定と特別活動計画策定・実施

(1) 特別重点都道府県の指定

基金は、達成率下位の都道府県の平均目標達成率を下回る都道府県であって、かつ、それらの都道府県の平均目標未達成者数を上回る都道府県のうち、特にてこ入れが必要と判断される都道府県を特別重点都道府県として指定する。

(2) 5者協議等と特別活動の実施

特別重点都道府県の業務受託機関は、地域の実情を踏まえた加入推進活動の強化策として、特別活動計画案を作成する。

当該特別活動計画案を踏まえ、当該業務受託機関と基金と全国段階の業務受託機関の5者で協議を行い、特別重点都道府県におけるこれまでの取組の検証と課題を明確にしつつ、地域の実情に即した効果的な加入推進活動の強化策を検討の上、特別活動計画を共同で策定する。その際、協議は当該都道府県内又は基金内で行うこととし、地域の事情等を勘案し、必要に応じて、組織系統別の業務受託機関（都道府県段階と全国段階）と基金の3者で協議することを認める。

特別重点都道府県の業務受託機関は、関係機関との連携の下、特別活動計画に即しつつ、重点市町村・JAに対し、巡回意見交換会を開催し、重点的な加入推進活動を展開する。

なお、基金は、特別重点都道府県の業務受託機関に対し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、特別重点都道府県における加入推進活動の取組状況等について定期的に報告を求める。

V その他

この取組方針は、令和2年4月1日から適用する。